

2019年度「外国出願支援事業(外国出願補助金)」のご案内

県内中小企業の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許や実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する費用の一部を助成します。

助成金額
2019.12.27
まで随時募
集! ※予算額
に達し次第募
集を締め切
ります。

支援対象経費の2分の1以内で、1案件あたりの上限
特許出願の場合150万円、実用新案・意匠・商標の出願の場合60万円
冒認対策商標の出願の場合30万円

※審査委員会を経て助成企業を決定します。

※1企業が複数案件を申請する場合は、当該企業に対する助成限度額は各案件の上限の範囲内において、**300万円**となります。

助成対象企業 ※次の①～⑥のすべてに該当する必要があります。

- ① 島根県内に事業所を有する中小企業者等（地域団体商標では商工会議所等も対象となります。）
- ② 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- ③ 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。（冒認対策商標出願の場合は、外国における冒認出願対策の意思を有していること。）
- ④ 国や財団が行う事業実施後5年間の状況調査に協力する。
- ⑤ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ⑥ 助成事業に必要な書類の提出について出願業務を依頼する弁理士等の協力が得られる中小企業者

助成対象となる出願案件 ※次の①～③のすべてに該当する必要があります。

- ① 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許・実用新案（PCT出願を含む）、意匠、商標出願を行っており、これから外国特許庁へ下記いずれかの方法により出願予定のものであること。
※日本国特許庁に出願していない特許、意匠及び商標出願は、内容が類似のものであっても対象とはなりません。
◇パリ条約等に基づき、優先権等を主張して外国特許庁へ出願する方法（商標登録出願の場合は優先権主張は要しない。）
◇特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階へ移行する方法）
◇マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）
◇優先権の主張を伴うハーグ協定に基づく意匠のハーグ出願
- ② **2020年2月29日までに外国特許庁への出願、代理人等への振込が完了する**見込みであること。
- ③ 先行技術調査等から外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
※採択案件について、事業終了後、外国特許庁で審査請求が必要なものについては、期日までに必ず行っていただくことになります。また中間対応が生じたものについては原則として応答いただくことが必要です。

助成の対象となる経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他	外国特許庁への出願に関連する費用のうち、財団が必要と認めた経費

※本事業は経済産業省の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金の交付を受け実施するものです。

◆お問合せ先◆ お気軽にご相談ください。

(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 担当 浅野
TEL : 0852-60-5112
E-Mail : sat@joho-shimane.or.jp